

回 答 書

平成23年 1月28日

社団法人 全国消費生活相談員協会 御中

株式会社 オフィスエル
代表取締役 木 村



貴会の平成22年12月2日付「申入書」に対して、以下のとおり回答します。

第1 第1「申入れの趣旨1」1「契約第5条1, 2」に対する回答

1. 契約書第5条を下記のとおり改訂することとする。

記

第5条

- 1 契約当事者は調査終了に至るまでの間、いつでも契約を解除することができます。
- 2 前項による解除が為された場合、甲は乙に対し、乙の処理の程度に応じて、調査料金を支払うものとします。但し、その解除が乙の責に帰すべき事由に基づく場合は、この限りではありません。
- 3 甲が第1項による解除を乙に不利な時期にした場合には、甲は乙に対して乙に生じた損害を賠償するものとします。但し、その解除にやむを得ない事由があった場合には、この限りではありません。

2. 理由

もともと回答人は、第5条による契約の解除が為された場合、回答人に帰責事由がある場合を除き、回答人の処理の程度に応じて、調査料金を徴収する運用をしていた。そこで今回、第1項及び第2項につき、その運用に合致した条項とした。

回答人の処理の程度に応じて調査料金を徴収すること自体、消費者契約法第9条第1号や同法第10条に反するものではないと思料する。

また、第3項では、委任に関する民法の条項に準拠して、不利な時期にした解除についての損害賠償を規定した。

第2 第1「申入れの趣旨1」2「契約第6条1(2)」に対する回答

1. 契約書第6条柱書を下記のとおり改訂することとする。

記

第6条

- 1 次の各号に該当する事由がある場合には、契約は当然に終了します。

この場合、甲は乙に対し、前条第2項に従い調査料金を支払うもの
とします。

(2) → 原文のままとする。

2. 理由

改訂された第6条柱書は、改訂後の第5条第2項を準用するものであり、契約が当然終了した場合に、回答人の処理の程度に応じて調査料金を徴収する旨の内容とした。従って、消費者契約法第10条には反しないものと思料する。

尚、貴会も指摘されているとおり、民法第648条第3項によれば、受任者の責めに帰することができない事由によって履行の途中で委任が終了したときは、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。上述のとおり第6条柱書を改訂した以上、第6条(2)は、原文のままでも消費者の権利を制限することではなく、改訂しないものとした。

第3 第2「申入れの趣旨2」1「契約第3条2関連」に対する回答
契約書「別票2」の上部に、「調査着手日」欄があり、ここに日付を明記する運用となっている。
念のため契約書を同封するので、確認されたい。

第4 第2「申入れの趣旨2」2「契約第4条2関連」に対する回答
1. 原文のままとする。

2. 理由

貴会は、民法第645条を根拠に消費者契約法第10条に反する旨主張されるが、そもそも探偵業は調査報告書という成果物に対して報酬を支払うという請負的な側面も否定できず、必ずしも委任に関する民法の規定がそのまますべて適用されるものではない。

仮に民法第645条が探偵業に適用されたとしても、本条で中途報告が求められているのは「処理の状況」であって、現状いかなる成果があったか、即ち「調査の内容」につき報告が求められているものではない。従って、「調査の内容」につき報告しない旨の契約書第4条第2項は、何ら消費者の権利を制限したものではない。

実質的にも探偵業務は極めて秘密遂行性が高い業務であり、「調査の内容」の報告の結果、依頼者の態度や言動から、調査対象者が調査している可能性に気づかれてしまえば、その後の調査が極めて困難となってしまう。たとえば、夫の浮気調査で、妻に対して「尾行の結果女性と会っていることは分かりましたが、今日ホテルに行くことはありませんでした」という調査内容を報告したとする。この結果、依頼者である妻の態度に変化が生じてしまうと（動揺により態度に変化が生じる可能性は高い）、夫は妻に勘付かれている可能性、ひいては調査している可能性を疑うようになる。そうなると夫は、女性と会う際、尾行や監視をされ

ていないかを注意するようになる。しかしながら尾行は相手が注意をしていればいるほど困難になるのであり、ひいては尾行が不可能になり、その後の回答人の業務遂行に重大な支障を生ずる可能性が高い。場合によっては、夫は当分の間相手の女性と会わない、という可能性も十分にあり得る。

また、その女性が本当に浮気相手か否かを確認しないまま上述の報告をせざるを得ないとすると、依頼者はその報告を聞いて、多くの場合浮気相手であると勘違いする。しかしながら、その女性が浮気相手ではなく、単なる友人や取引先であったような場合、結果的に事実ではない報告をしたことになりかねない。

いずれにせよ、途中で「調査の内容」の報告をすることは、依頼者にとって、利益とならないことの方が多い。

以上のような探偵業務の特殊性からすれば、途中で「調査の内容」につき報告しない旨を定めることは、合理性が存することである。

第5 損害賠償条項

1. 第8条として、下記の条項を新設し、現在の第8条（守秘義務等）を第9条に、以下順次条数を繰り下げるものとする。

記

第8条

- 1 甲は、甲の責に帰すべき事由により、乙に対して損害を与えた場合には、乙に生じた損害を賠償するものとします。

2. 理由

上述のとおり回答人契約書第5条及び第6条柱書を改訂した結果、回答人契約書には違約金支払義務乃至損害賠償義務を定めた条項が、改訂後の第5条第3項を除き存しないことになる。そこで、損害賠償義務につき、民法上の当然の事理を注意的に規定することとした。

第6 公表について

回答人は、本回答書が一般に公開されることを希望しない。

以 上